



# 未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 契約管財局管財部管財課

## 1. 債権名(債権区分)

土地賃貸料	区分: 私債権
-------	---------

## 2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	50,266 千円	26目標	25,370 千円	26実績	46,248 千円
27目標	40,854 千円	28目標	36,864 千円	29目標	33,808 千円

## 3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 97.8%	26目標 98.0%	26実績 98.0%	27目標 98.0%	28目標 98.0%	29目標 98.0%
	整理率	25実績 97.8%	26目標 98.0%	26実績 98.0%	27目標 98.0%	28目標 98.0%	29目標 98.0%
過年度	徴収率	25実績 35.8%	26目標 70.6%	26実績 28.4%	27目標 33.5%	28目標 33.5%	29目標 33.5%
	整理率	25実績 35.8%	26目標 70.6%	26実績 28.4%	27目標 33.5%	28目標 33.5%	29目標 33.5%

## 4. 26年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))	合計	395 件	46,248 千円	99 人
26年度賦課分		97 件	10,273 千円	
25年度以前賦課分		298 件	35,975 千円	

### 回収債権

計	395 件	46,248 千円
①処分したもののうち、換価前のもの	3 件	196 千円
②分納誓約・徴収猶予	41 件	3,142 千円
③交渉中	351 件	42,910 千円

### 整理債権

計	0 件	0 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの	0 件	0 千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの	0 件	0 千円
⑥時効年限を経過したもの	0 件	0 千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの	0 件	0 千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの	0 件	0 千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの	0 件	0 千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの	0 件	0 千円

## 5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

### ○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
C1	うち現年度	うち過年度
	B	C1

- A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)
- B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)
- C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)
- C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

### ○現年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
契約管財局土地賃貸料滞納整理事務処理要綱に基づき、文書や電話での督促を行うとともに、訪問による督促を行い早期の滞納解消を図る。督促履歴については、滞納記録管理票にて一元的に管理し対応時期を明確にする。弁護士への債権回収業務委託を行い滞納解消を徹底する。併せて、賃貸地売却媒介業務委託により売却を促進し、新たな未収金の発生を防ぐ。	契約管財局土地賃貸料滞納整理事務処理要綱に基づき早期対応を徹底して行った。債権回収を専門とする弁護士と平成26年4月に債権回収業務委託を締結し弁護士からの督促を行った。賃貸地売却媒介業務委託を締結し、売却促進に努めた。(売却実績3件)

課題	改善策
<p>未納を確認した賃借人に対して直接納付交渉を行い、支払いの約束をさせても納付しないケースがある。 この持ち越された賃貸料が、翌年度の新たな未収金の増加の原因となっており、可能な限り、早期の段階での徴収対応を行う必要がある。</p>	<p>電話・訪問による督促の徹底を行うとともに、一定期間納付しない者に対しては、納付にかかる誓約文書等の提出を求め、履行されない場合にあつては、専門家(弁護士)に交渉の委託を行うなど、現年度内の徴収に努める。</p>

○過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
<p>弁護士への債権回収業務委託を行い滞納解消を徹底する。賃借人が死亡しているケースについては法定相続人の調査を、徹底し効率的な交渉を行う。分納誓約を行っているにも関わらず、履行が滞っているものについては、法的措置を視野に入れ、再度交渉(弁護士に委託も検討)を行う。また、支払督促申立、契約解除、土地明渡訴訟、債権差押など、法的措置の実施を強化し滞納解消を図る。</p>	<p>債権回収を専門とする弁護士と平成26年4月に債権回収業務委託契約を締結し弁護士からの督促を行い、未収金の回収を行った。(滞納土地賃貸料業務委託対象額46,765,081円のうち16,023,823円を回収) また、賃借人が死亡しているケースについては、法定相続人へ納付交渉を行った。分納誓約を行っているにもかかわらず、履行が滞っている者に対しては、再度納付交渉を行い、更に連帯保証人(連帯保証人が死亡している場合は法定相続人)に請求し、確実な納付に繋げた。再三の督促にも応じない者について法的措置を行った(土地明渡訴訟提起1件、差押命令申立1件、相続財産管理人選任申立1件、支払督促申立2件)。</p>



課題	改善策
<p>相続問題や、生活困窮者、賃借人が行方不明など、担当者が対応できるレベルを超えているケースが相当数あり、担当者レベルでは対応困難な状況となっている。</p>	<p>速やかに専門家(弁護士)に相談・協議を行い、代理人として調査・任意交渉を委任し、法的措置を実施していく。</p>

6. 27年度の取組内容 (5.「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>○現年度分口</p> <p>契約管財局土地賃貸料滞納整理事務処理要綱に基づき、文書や電話での督促を行うとともに、訪問による督促を行い早期の滞納解消を図る。督促履歴については、滞納記録管理票にて一元的に管理し対応時期を明確にする。弁護士への債権回収業務委託を行い滞納解消を徹底する。併せて、賃貸地売却媒介業務委託により売却を促進し、新たな未収金の発生を防ぐ。</p>
<p>○過年度分</p> <p>弁護士への債権回収業務委託を行い滞納解消を徹底する。賃借人が死亡しているケースについては法定相続人の調査を徹底し、効率的な交渉を行う。再三の督促に応じない者については、連帯保証人(連帯保証人が死亡している場合は法定相続人)に督促を行う。分納誓約を行っているにも関わらず、履行が滞っているものについては、法的措置を視野に入れ、弁護士に委託し再度交渉を行う。また、支払督促申立、契約解除、土地明渡訴訟、差押命令申立などで、法的措置の実施を強化し滞納解消を図る。</p>

(参考)26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

# 未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 契約管財局契約部契約課

## 1. 債権名(債権区分)

工事契約解除に伴う契約違約金	区分: 私債権
----------------	---------

## 2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	6,718 千円	26目標	6,718 千円	26実績	6,718 千円
27目標	6,718 千円	28目標	6,718 千円	29目標	6,718 千円

## 3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 -	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 -	28目標 -	29目標 -
過年度	徴収率	25実績 41.8%	26目標 0.0%	26実績 0.0%	27目標 0.0%	28目標 0.0%	29目標 0.0%
	整理率	25実績 41.8%	26目標 0.0%	26実績 0.0%	27目標 0.0%	28目標 0.0%	29目標 0.0%

## 4. 26年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))	合計	3 件	6,718 千円	3 人
26年度賦課分		0 件	0 千円	
25年度以前賦課分		3 件	6,718 千円	

### 回収債権

	計	0 件	0 千円
①処分したもののうち、換価前のもの		件	千円
②分納誓約・徴収猶予		件	千円
③交渉中		件	千円

### 整理債権

	計	3 件	6,718 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		件	千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		3 件	6,718 千円
⑥時効年限を経過したもの		件	千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		件	千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		件	千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		件	千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		件	千円

## 5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

### ○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度

- A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)
- B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)
- C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)
- C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

### ○現年度の取組内容の検証など

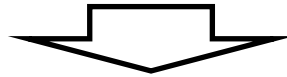
26年度 取組内容	26年度 取組実績
—	—



課題	改善策
—	—

○過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
代表者が行方不明で、かつ財産も確認できないために地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止としている案件(3件)について、定期的に登記簿謄本を確認するなど、状況把握に努めていく。	登記簿謄本を確認するなど、状況把握に努めた。



課題	改善策
代表者が行方不明で、かつ財産も確認できない。	定期的に登記簿謄本を確認するなど、状況把握に努めていく。

6. 27年度の取組内容 (5.「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

○現年度分  —
○過年度分 代表者が行方不明で、かつ財産も確認できないために地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止としている案件(3件)について、定期的に登記簿謄本を確認するなど、状況把握に努めていく。

(参考)26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

# 未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 契約管財局契約部契約課

## 1. 債権名(債権区分)

給与戻入金	区分: 公債権(強制徴収できない)
-------	-------------------

## 2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	466 千円	26目標	0 千円	26実績	458 千円
27目標	427 千円	28目標	396 千円	29目標	373 千円

## 3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績	—	26目標	—	26実績	—	27目標	—	28目標	—	29目標	—
	整理率	25実績	—	26目標	—	26実績	—	27目標	—	28目標	—	29目標	—
過年度	徴収率	25実績	0.0%	26目標	100.0%	26実績	1.7%	27目標	6.8%	28目標	7.3%	29目標	5.8%
	整理率	25実績	0.0%	26目標	100.0%	26実績	1.7%	27目標	6.8%	28目標	7.3%	29目標	5.8%

## 4. 26年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))	26年度賦課分	合計	1 件	458 千円	1 人
	25年度以前賦課分		1 件	458 千円	
回収債権	計	0 件		0 千円	
①処分したもののうち、換価前のもの		件		千円	
②分納誓約・徴収猶予		件		千円	
③交渉中		件		千円	
整理債権	計	1 件		458 千円	
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		件		千円	
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		件		千円	
⑥時効年限を経過したもの		件		千円	
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		件		千円	
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		1 件		458 千円	
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		件		千円	
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		件		千円	

## 5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

### ○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
C1		C1

- A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)
- B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)
- C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)
- C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

### ○現年度の取組内容の検証など

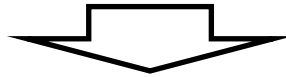
26年度 取組内容	26年度 取組実績
—	—



課題	改善策
—	—

○過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
平成26年3月に住民票を請求したところ、住所異動が判明したため、徴収停止を解除し、現地調査を行うなど、債務者の所在把握に努める。	現地調査等を行った結果、本人より当該債務については弁護士に委任している旨の手紙が届く。弁護士からは大阪地方裁判所に個人債務者再生手続の申立てを行う旨の通知があり、その後、平成26年10月31日に再生計画が認可され、同年11月27日に計画認可決定が確定した。



課題	改善策
再生計画認可決定が確定したため、再生計画に基づき債務が弁済されるか確認する必要がある。 (弁済総額 93,242円)	定期的に弁済確認を行う。

6. 27年度の取組内容 (5.「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

○現年度分  —
○過年度分 再生計画認可決定が確定したため、再生計画に基づき債務が弁済されるか定期的に弁済確認を行う。

(参考)26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)